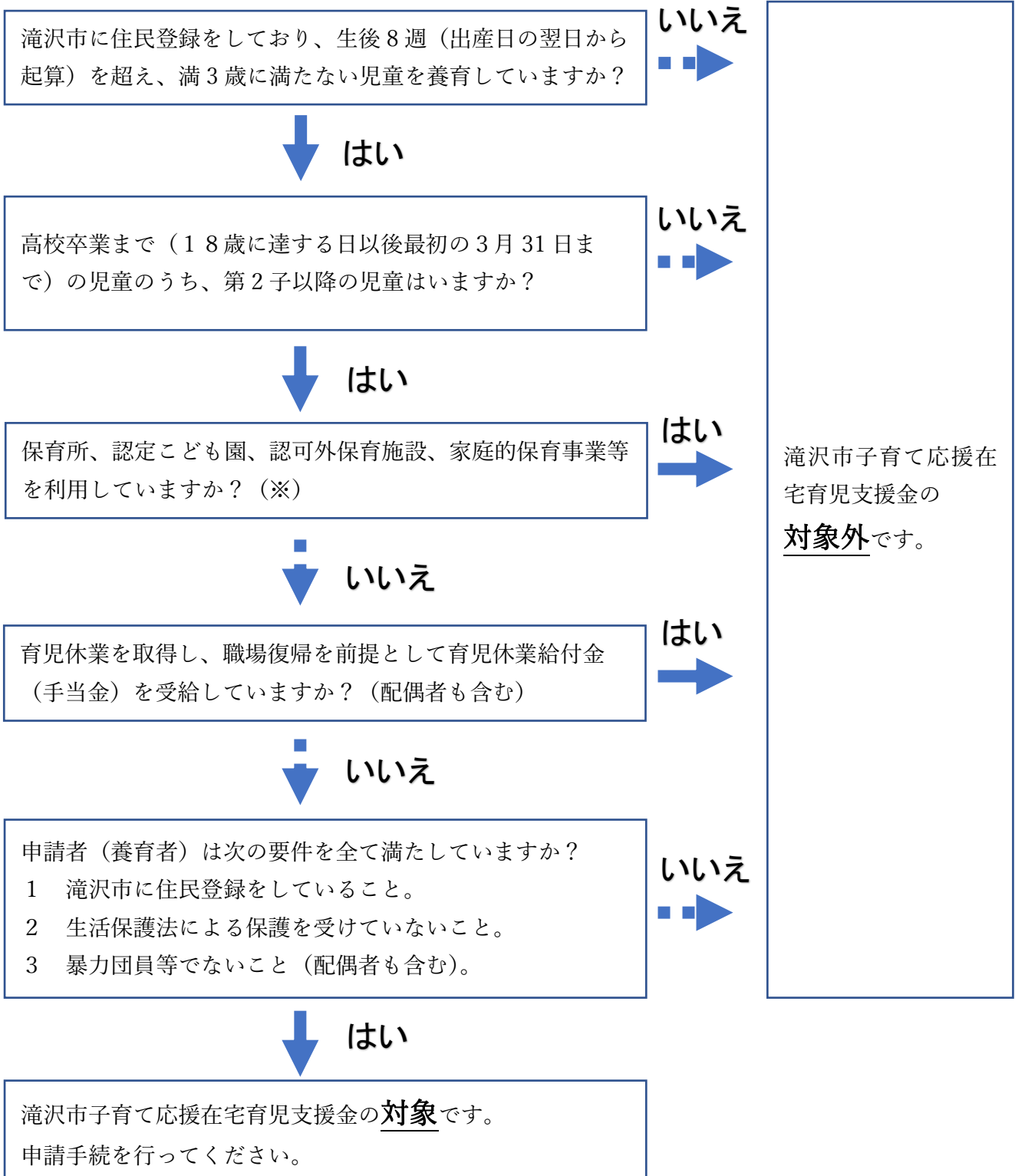


基準日：各月初日時点で、その月の支給要件を判定します。



※保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等とは、

児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園、児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等及び同法第59条の2に規定する届出が必要な認可外保育施設

【お問い合わせ】

滝沢市健康福祉部 児童福祉課 電話 019-656-6520（直通）

1 対象児童の要件 次の全ての要件を満たすこと。

- (1) 滝沢市に住民登録をしていること。
- (2) 属する世帯における高校卒業まで（18歳に達する日以後最初の3月31日まで）の児童のうち、第2子以降で、生後8週間（出産日の翌日から起算）を超え、満3歳に満たないこと。
- (3) 保育所等を利用していないこと。

2 支給対象者の要件 次の全ての要件を満たすこと。

- (1) 滝沢市に住民登録をし、児童手当法第4条の支給要件に該当する者であること。（該当者が児童と同居していない場合は、同居している養育者が対象となること。）
- (2) 生活保護法による保護を受けていないこと。
- (3) 対象児童を保育所等に入所させていないこと。
- (4) 暴力団関係者でないこと。（配偶者も含む）
※育児休業給付金（公務員にあっては、育児休業手当金）を受給している期間は除きます。

3 よくある質問

Q 1. 支給要件を判定する基準日はいつですか？

A 1. 各月初日時点の支給要件を判定します。

Q 2. 保育所等入所した場合は、支援金は支給の対象外となりますか？

A 2. 入所当月から支援金支給の対象外になります。

例) 令和5年6月1日に入所した場合は、前月の令和5年5月までが支給の対象となります。

Q 3. 保育所等を申し込んでいますが、希望の保育所等に入所できず待機児童となっている場合は対象になりますか？

A 3. 支援金の対象になります。

Q 4. 育児休業給付金（手当金）受給申請状況証明書（様式第2号）は全ての申請者が必要ですか？

A 4. 自営業の方、無職の方は提出不要ですが、それ以外の方は提出が必要です。

Q 5. 育児休業給付金（手当金）を受給している場合は対象になりませんか？

A 5. 各月初日時点で育児休業給付金（手当金）を受給している場合は、その月の支援金は対象外です。

Q 6. 申請は1回のみですか？

A 6. 申請は対象期間ごとに必要です。令和5年度は2回を予定しています。

1回目) 申請期限：令和5年11月24日（金）令和5年4月～令和5年10月分

2回目) 申請期限：令和6年3月15日（金）令和5年11月分～令和6年3月分

Q 7. いつ頃支給されますか？

A 7. 1回目) 令和5年12月下旬予定

2回目) 令和6年3月下旬予定